

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 役職員等の報償及び慶弔規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役職員等に対する報償及び慶弔に関する事項を定めることを目的とする。

（役職員等）

第2条 前条に規定する役職員等とは、次に掲げる者をいう。

- （1）理事・監事・評議員
- （2）職員
- （3）その他会長が必要と認めた者

（報 償）

第3条 本会の役員等が退任、退職した場合は、記念金品を贈ることができる。

2 該当者及び金品については、別表のとおりとする。

（慶 弔）

第4条 本会の役職員等に対して、慶弔金品を贈ることができる。

2 該当者及び金品については、その都度会長が決定する。

（見 舞）

第5条 本会の役職員等が被災・入院した場合は、見舞金を贈ることができる。

2 該当者及び金品については、その都度会長が決定する。

（公務災害）

第6条 本会の役職員等が公務災害を受けた場合は、理事会で協議し、見舞金香華料を贈ることができる。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

別 表

会 長	1期（2年）につき5,000円
副会長	1期（2年）につき3,000円